医療費助成事業受託一覧（実施主体欄の*印については、新規受託後に対象者の拡大等を図った地方公共団体）

令和7年4月現在

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
東京都	東京都	特定疾患（特定疾患治療研究事業に準ずるもの）	51	*国が行う特定疾患治療研究事業の制度を拡大（対象疾病の拡大）	所得に応じて負担上限を設定 ただし、重症認定者等は自己負担なし		食事標準負担額を助成	全国の医療機関等	平成12年3月診療分
			82	人工透析を必要とする腎不全	高額所得者は1万円（その他はなし）		対象外	都内の医療機関等	
	東京都	小児慢性疾患	82	*国が行う小児慢性特定疾患治療研究事業の制度を拡大（年齢の拡大（20歳まで延長）） 内分泌疾患（下垂体小人症を除く）、糖尿病、先天性代謝異常（軟骨異栄養症除く）、神経・筋疾患	なし		対象外	都内の医療機関等	
	東京都	大気汚染関連疾病医療	82	対象疾病（慢性気管支炎、気管支喘息、喘息性気管支炎、肺気腫）にかかっている18歳未満の者で、東京都内に引き続き1年以上（3歳未満の者は6ヵ月以上）住所を有する者 慢性気管支炎、気管支喘息、喘息性気管支炎、肺気腫					
	東京都	被爆者の子に対する医療	82	被爆者の実子で、次の障害を伴う疾病にかかり、6ヵ月以上の医療を必要とする者への助成 （造血機能障害、肝臓機能障害、細胞増殖機能障害、内分泌腺機能障害、脳血管障害、循環機能障害、腎臓機能障害、水晶体混濁による眼機能障害、呼吸器機能障害、運動器機能障害、潰瘍を伴う消化機能障害）					
	東京都	小児精神病医療	82	満18歳未満の者で、精神障害で入院を要する疾病及び精神障害に付随する軽易な傷病等に該当する者 （20歳未満まで延長可能）					
	東京都	B型・C型ウイルス肝炎入院医療費	85	B型又はC型ウイルス肝炎にり患し、都内に住所を有している期間が引き続き1年以上であって、入院治療を受ける者への助成 *B型・C型ウイルス肝炎入院医療費助成制度は、平成19年9月30日までとする。ただし、経過措置として、平成19年9月30日現在の 認定患者の方は、更新申請に基づき、平成22年9月30日まで医療費助成を行う。	1医療機関毎に、44,400円／月 ※　非課税世帯は自己負担なし		対象外	都内の医療機関等	平成14年11月診療分
	東京都	C型ウイルス肝炎インターフェロン治療（※1）	86	*上記のB型・C型ウイルス肝炎入院医療費（法別85）を廃止し、新たに創設 ・都内に1年以上住所を有する者で、C型肝炎のインターフェロン治療を要する者	1医療機関毎に、入院・入院外別に月35,400円まで （ただし、保険薬局での自己負担なし） *非課税世帯は自己負担なし		対象外	都内の医療機関等	平成19年10月診療分
	東京都	精神通院医療	93	精神疾患を理由として通院による精神医療を継続的に要する者	なし		食事標準負担額を助成	都内の医療機関等	平成12年10月診療分
	東京都	結核一般医療	93	肺結核、肺外結核					
	都内各区市町村	大気汚染関連疾病医療	82	【対象疾病】 気管支ぜん息及びその続発症（18歳未満の者は、気管支ぜん息の他に、慢性気管支炎、ぜん息性気管支炎、肺気しゅ及びそれらの続発症） 【医療費助成の対象者】 次の要件を全て満たす者が助成対象者となります。 ①現に対象疾病にかかっている者（慢性気管支炎、ぜん息性気管支炎、肺気しゅ及びそれらの続発症については18歳未満の者に限る） ②東京都内に引き続き1年（3歳未満は6ヵ月）以上住所を有する者 ③医療保険に加入している者 ④喫煙していない者	なし		対象外	都内の医療機関等	平成20年8月診療分

※1　東京都については、現在受託しているB型・C型ウイルス肝炎入院医療費助成制度「管掌85」を廃止し、新たにC型ウイルス肝炎インターフェロン治療医療費助成制度を創設したこと。

現行のB型・C型ウイルス肝炎入院医療費助成制度は、平成19年9月30日までとする。ただし、経過措置として、平成19年9月30日現在の認定患者の方は、更新申請に基づき、平成22年9月30日まで医療費助成を行う。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
東京都	東京都	心身障害者	80	1. 身体障害者手帳1、2級（内部障害者＝心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう若しくは直腸、小腸またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障害については3級を含む） 2. 愛の手帳1度・2度に該当する所得制限基準額以下の者 （ただし、生活保護法による保護を受けている者は、対象外）	○住民税課税者 入　院：1割 （負担上限44,400円） 入院外：1割 （負担上限12,000円） ○住民税非課税者 自己負担なし		対象外	都内の医療機関等	平成21年4月診療分（※4）
	都内各区市町村	ひとり親家庭等	81	1. ひとり親家庭等の母又は父（父又は母が障害の状態にある場合を含む） 2. 両親がいない児童などを養育している養育者 3. ひとり親家庭等の児童又は養育者に養育されている児童で18歳に達した年度の末日（障害がある場合は、20歳未満）までの者 （ただし、生活保護法による保護を受けている者は、対象外）	○住民税課税者 入　院：1割 （負担上限44,400円） 入院外：1割 （負担上限12,000円） ○住民税非課税者 自己負担なし				
		乳幼児	88	義務教育就学前までの乳幼児 （ただし、生活保護法による保護を受けている者は、対象外） 法別88、実施機関番号200・800番台	なし				
		義務教育就学児	88	小学校一年生から中学校三年生までの、義務教育就学期にある児童 （6歳に達する日の翌日以降の最初の4月1日から15歳に達する日以後の年度末までの者） （ただし、生活保護法による保護を受けている者は、対象外） 法別88、実施機関番号100・300・400・500番台	○実施機関番号100・400番台 自己負担2割 ○実施機関番号300・500番台 自己負担なし				
		精密健康診査（妊産婦・乳幼児）	87	次の健康診査において、診断確定のための精密健康診査を行う必要があると判断された者 ・妊婦・・・医療機関での健康診査 ・乳児・・・区市町村において実施する集団健康診査又は医療機関での健康診査。 東京都において実施する先天性代謝異常等検査 ・1歳6ヵ月児・・・区市町村において実施する1歳6ヵ月児健康診査 ・3歳児・・・区市町村において実施する3歳児健康診査	なし		対象外	都内の委託契約を締結した専門医療機関	
	特別区及び八王子市	妊娠高血圧症候群等医療	87	妊娠により入院を必要とする次の疾病及びその続発症にかかっている者で、認定基準を満たし、医療機関に入院して治療を受ける必要のある者。 1. 前年の所得税額が30,000円以下の世帯に属する者 2. 1以外で入院見込み期間が26日以上の者 【対象疾病】 ・妊娠高血圧症候群及びその関連疾患 ・糖尿病 ・貧血 ・産科出血 ・心疾患	なし		対象外	都内の医療機関等	
	東京都（特別区及び八王子市を除く市町村）	妊娠高血圧症候群等医療	87						
	29市町村（※2）	義務教育就学児	88	*平成21年4月診療分から受託している事業について自己負担額の変更 （入院・入院外：医療費の2割→入院：自己負担なし、入院外：1回につき200円） 小学校一年生から中学校三年生までの、義務教育就学期にある児童 （6歳に達する日の翌日以降の最初の4月1日から15歳に達する日以後の年度末までの者） （ただし、生活保護法による保護を受けている者は、対象外） 法別88、実施機関番号100・400番台	○実施機関番号100・400番台 入　院：自己負担なし 入院外：1回につき200円（ただし調剤・訪問は除く）		対象外	都内の医療機関等	平成21年10月診療分
	12市町村（※3）		88	*平成21年10月診療分からの自己負担額の変更に伴い、補助金算定上区別するため、新たに実施機関番号を設定 対象者は都の事業と同じ 法別88、実施機関番号700番台	自己負担なし				
	武蔵野市府中市（＊）		88	*平成21年4月診療分から受託している事業について対象者の拡大 都の事業の所得制限による対象外の者について助成 法別88、実施機関番号500番台	自己負担なし				
	西東京市福生市（＊）		88	*平成21年4月診療分から受託している事業について対象者の拡大 都の事業の所得制限による対象外の者について助成 法別88、実施機関番号400番台	入　院：自己負担なし 入院外：1回につき200円（ただし調剤・訪問は除く）				

※2　東京都内39市町村（ただし、武蔵野市・府中市・日の出町・檜原村・奥多摩町・利島村・新島村・三宅村・御蔵島村・八丈町を除く）

※3　武蔵野市・府中市・日の出町・檜原村・奥多摩町・大島町・利島村・新島村・神津島村・三宅村・御蔵島村・八丈町

※4　東京都の医療費等助成事業においては、平成21年5月提出分（4月診療分）から月遅れ分を含めての取扱い。

注　地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
東京都	千代田区	高校生等	88	*平成21年4月診療分から受託している乳幼児医療費助成事業及び義務教育就学児医療費助成事業について、対象年齢を拡大し、新たに実施機関番号を設定 （中学3年生まで→18歳までに拡大） 15歳に達した日以降の最初の4月1日から18歳に達した日以後の最初の3月31日までの間にある者 法別88、実施機関番号（600番台）新規設定	なし		対象外	区内の医療機関等	平成24年10月診療分
	大島町	義務教育就学児	88	*平成21年4月診療分から受託している乳幼児医療費助成事業及び義務教育就学児医療費助成事業について、対象者を拡大し、新たに実施機関番号を設定 都の事業の所得制限による対象外の者を助成 小学校一年生から中学校三年生までの、義務教育就学期にある児童 （6歳に達する日の翌日以降の最初の4月1日から15歳に達する日以後の年度末までの者） （ただし、生活保護法による保護を受けている者は、対象外） 法別88、実施機関番号500番台	なし		対象外	都内の医療機関等	
	東京都	難病（経過措置）	83	難病の患者に対する医療等に関する法律に基づく医療費助成の法制度に移行しない法別51の都単独疾患（経過措置）	所得に応じて負担上限を設定（1,000円～20,000円）		食事標準負担額の1/2を助成	都内の医療機関等	平成27年1月診療分
		難病（本則）	83	難病の患者に対する医療等に関する法律に基づく医療費助成の法制度に移行しない法別51の都単独疾患（本則）	所得に応じて負担上限を設定（1,000円～30,000円）		対象外		
		人工透析	82	現行制度上、公費51と人工透析を合併した者のうち、特定疾病療養受療証を有し、人工透析を必要とする腎不全に該当している既認定者。 （全額助成により上位所得者の自己負担分10,000円も助成）	自己負担なし		対象外		
	東京都（＊）	特定疾患（特定疾患治療研究事業に準ずるもの）	51	*難病の患者に対する医療等に関する法律の制定に伴い、特定疾患（国が行う特定疾患治療研究事業の制度拡大分）については、平成26年12月診療分までの取扱い。				平成26年12月診療分までの取扱い	
	国立市	義務教育就学児	88	*平成21年4月診療分から受託している義務教育就学児医療費助成事業について、対象者を拡大し、新たに実施機関番号を設定 都の事業の所得制限による対象外の者を助成 小学校一年生から小学校三年生までの義務教育就学期にある児童 （6歳に達する日の翌日以降の最初の4月1日から9歳に達する日以後の年度末までの者） （ただし、生活保護法による保護を受けている者は、対象外） 法別88、実施機関番号400番台	入院：自己負担なし 入院外：1回につき200円 （ただし調剤・訪問は除く）		対象外	都内の医療機関等	平成27年10月診療分
	神津島村	義務教育就学児	88	＊平成21年4月診療分から受託している義務教育就学児医療費助成事業について、対象者を拡大し、新たに実施機関番号を設定 都の事業の所得制限による対象外の者を助成 小学校一年生から中学校三年生までの義務教育就学期にある児童 （6歳に達する日の翌日以降の最初の4月1日から15歳に達する日以後の年度末までの者） （ただし、生活保護法による保護を受けている者は、対象外） 法別88、実施機関番号500番台	なし		対象外	都内の医療機関等	平成28年4月診療分
	八王子市	義務教育就学児	88	*平成21年4月診療分から受託している義務教育就学児医療費助成事業について、対象者を拡大し、新たに実施機関番号を設定 都の事業の所得制限による対象外の者を助成 小学校一年生から中学校三年生までの義務教育就学期にある児童 （6歳に達する日の翌日以降の最初の4月1日から15歳に達する日以後の年度末までの者） （ただし、生活保護法による保護を受けている者は、対象外） 法別88、実施機関番号400番台	入院：自己負担なし 入院外：1回につき200円（ただし調剤・訪問は除く）		対象外	都内の医療機関等	平成28年7月診療分

注　地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
東京都	調布市 国分寺市	義務教育 就学児	88	*平成21年4月診療分から受託している義務教育就学児医療費助成事業について、対象者を拡大し、新たに実施機関番号を設定 （都の事業の所得制限による対象外の者を助成） 小学校一年生から小学校三年生までの義務教育就学期にある児童 （6歳に達する日の翌日以降の最初の4月1日から9歳に達する日以後の年度末までの者） （ただし、生活保護法による保護を受けている者は、対象外） 法別88、実施機関番号400番台	入院：自己負担なし 入院外：1回につき200円 （ただし調剤・訪問は除く）		対象外	都内の 医療機関等	平成29年 10月診療分
	調布市 日野市	義務教育 就学児	88	*平成21年4月診療分から受託している義務教育就学児医療費助成事業について新たに実施機関番号を設定 法別88、実施機関番号700番台	自己負担なし		対象外	都内の 医療機関等	
	都内 各区市町村	大気汚染関連 疾病医療	82	18歳以上（生年月日が平成9年4月1日以前）の者 ア　都内に引き続き住所を有する者 イ　気管支ぜん息及びその続発症にかかっている者 ウ　医療保険各法により医療に関する給付を受けている者 エ　喫煙していない者	月6,000円限度		対象外	都内の 医療機関等	平成30年 4月診療分
	国立市 （＊）	義務教育 就学児	88	*平成27年10月診療分から助成内容を変更した義務教育就学児医療費助成事業について、対象年齢を拡大 （小学校三年生まで→小学校六年生までに拡大） 都の事業の所得制限による対象外の者を助成 小学校一年生から小学校六年生までの義務教育就学期にある児童 （6歳に達する日の翌日以降の最初の4月1日から12歳に達する日以後の年度末までの者） （ただし、生活保護法による保護を受けている者は、対象外） 法別88、実施機関番号400番台	入院：自己負担なし 入院外：1回につき200円 （だだし調剤・訪問は除く）		対象外	都内の 医療機関等	平成30年 10月診療分
	東京都 （＊）	心身障害者	80	*平成21年4月診療分から受託している心身障害者医療について、負担上限を変更 （入院：44,400円→57,600円（多数回該当44,400円）入院外：12,000円→14,000円） 1.身体障害者手帳1、2級（内部障害者＝心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう若しくは直腸、小腸またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障害については3級を含む） 2.愛の手帳1度・2度に該当する所得制限基準額以下の者 （ただし、生活保護法による保護を受けている者は、対象外）	○住民税課税者 入院：1割 負担上限57,600円（多数回該当　44,400円） 入院外：1割 負担上限14、000円 ○住民税非課税者 自己負担なし		対象外	都内の 医療機関等	平成30年 8月診療分
	都内 各区市町村 （＊）	ひとり親 家庭等	81	*平成21年4月診療分から受託しているひとり親家庭等医療について、負担上限を変更 （入院：44,400円→57,600円（多数回該当44,400円）入院外：12,000円→14,000円） 1.ひとり親家庭等の母又は父（父又は母が障害の状態にある場合を含む） 2.両親がいない児童などを養育している養育者 3.ひとり親家庭等の児童又は養育者に養育されている児童で18歳に達した年度の末日（障害がある場合は、20歳未満）までの者 （ただし、生活保護法による保護を受けている者は、対象外）	○住民税課税者 入院：1割 負担上限57,600円（多数回該当　44,400円） 入院外：1割 負担上限14,000円 ○住民税非課税者 自己負担なし		対象外	都内の 医療機関等	
	多摩市 （＊）	義務教育 就学児	88	*平成21年4月診療分から受託している義務教育就学児医療費助成事業について、対象者を拡大し、新たに実施機関番号を設定 都の事業の所得制限による対象外の者を助成 小学校一年生から中学校三年生までの義務教育就学期にある児童 （6歳に達する日の翌日以降の最初の4月1日から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者） （ただし、生活保護法による保護を受けている者は、対象外） 法別88、実施機関番号400番台	入院：自己負担なし 入院外：1回につき200円 （ただし調剤・訪問は除く）		対象外	都内の 医療機関等	平成31年 4月診療分
	東京都 （＊）	心身障害者	80	平成30年8月診療分から助成内容を変更した心身障害者医療について、負担上限を変更 （入院外：14,000円→18,000円） 1.身体障害者手帳1、2級（内部障害者＝心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう若しくは直腸、小腸またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障害については3級を含む） 2.愛の手帳1度・2度に該当する所得制限基準額以下の者 （ただし、生活保護法による保護を受けている者は、対象外） 3.精神障害者保健福祉手帳1級の者	○住民税課税者 入院：1割 負担上限57,600円（多数回該当　44,400円） 入院外：1割 負担上限18,000円 ○住民税非課税者 自己負担なし		対象外	都内の 医療機関等	令和元年 8月診療分
	都内 各区市町村 （＊）	ひとり親 家庭等	81	平成30年8月診療分から助成内容を変更したひとり親家庭等医療について、負担上限を変更 （入院外：14,000円→18,000円） 1.ひとり親家庭等の母又は父（父又は母が障害の状態にある場合を含む） 2.両親がいない児童などを養育している養育者 3.ひとり親家庭等の児童又は養育者に養育されている児童で18歳に達した年度の末日（障害がある場合は、20歳未満）までの者 （ただし、生活保護法による保護を受けている者は、対象外）	○住民税課税者 入院：1割 負担上限57,600円（多数回該当　44,400円） 入院外：1割 負担上限18,000円 ○住民税非課税者 自己負担なし		対象外	都内の 医療機関等	

注　地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
東京都	三鷹市	義務教育就学児	88	*平成21年10月診療分から助成内容を変更した義務教育就学児医療費助成事業について、対象者を拡大し、新たに実施機関番号を設定 都の事業の所得制限による対象外の者を助成 （所得制限あり→所得制限なし） 小学校一年生から小学校六年生までの義務教育就学期にある児童 （6歳に達する日の翌日以降の最初の4月1日から12歳に達する日以後の最初の3月31日までの者） （ただし、生活保護法による保護を受けている者は、対象外） 法別88、実施機関番号400番台	入院：自己負担なし 入院外：1回につき200円 （ただし調剤・訪問は除く）		対象外	都内の医療機関等	令和元年10月診療分
	小金井市	義務教育就学児	88	*平成21年10月診療分から助成内容を変更した義務教育就学児医療費助成事業について、対象者を拡大し、新たに実施機関番号を設定 都の事業の所得制限による対象外の者を助成 （所得制限あり→所得制限なし） 小学校一年生から小学校三年生までの義務教育就学期にある児童 （6歳に達する日の翌日以降の最初の4月1日から9歳に達する日以後の最初の3月31日までの者） （ただし、生活保護法による保護を受けている者は、対象外） 法別88、実施機関番号400番台	入院：自己負担なし 入院外：1回につき200円 （ただし調剤・訪問は除く）		対象外	都内の医療機関等	
	三宅村	義務教育就学児	88	*平成21年10月診療分から助成内容を変更した義務教育就学児医療費助成事業について、対象者を拡大し、新たに実施機関番号を設定 都の事業の所得制限による対象外の者を助成 （所得制限あり→所得制限なし） 小学校一年生から中学校三年生までの義務教育就学期にある児童 （6歳に達する日の翌日以降の最初の4月1日から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者） （ただし、生活保護法による保護を受けている者は、対象外） 法別88、実施機関番号500番台	自己負担なし		対象外	都内の医療機関等	
	調布市	義務教育就学児	88	*平成29年10月診療分から助成内容を変更している義務教育就学児医療費助成事業について、対象年齢を拡大 （小学校三年生まで→小学校六年生までに拡大） *都の事業の所得制限による対象外の者を助成 小学校一年生から小学校六年生までの義務教育就学期にある児童 （6歳に達する日の翌日以降の最初の4月1日から12歳に達する日以後の最初の3月31日まで） （ただし、生活保護法による保護を受けている者は、対象外） 法別88、実施機関番号400番台	入院：自己負担なし 入院外：1回につき200円 （ただし調剤・訪問は除く）		対象外	都内の医療機関等	
	狛江市	義務教育就学児	88	※平成21年10月診療分から助成内容を変更している義務教育就学児医療費助成事業について、対象者を拡大し、新たに実施機関番号を設定 都の事業の所得制限による対象外の者を助成 小学校一年生から小学校二年生までの義務教育就学期にある児童 （6歳に達する日の翌日以降の最初の4月1日から8歳に達する日以後の最初の3月31日までの者） （ただし、生活保護法による保護を受けている者は、対象外） 法別88、実施機関番号400番台	入院：自己負担なし 入院外：1回につき200円 （ただし調剤・訪問は除く）		対象外	都内の医療機関等	令和2年10月診療分
	瑞穂町	義務教育就学児	88	*平成21年10月診療分から助成内容を変更した義務教育就学児医療費助成事業について、対象者を拡大し、新たに実施機関番号を設定 都の事業の所得制限による対象外の者を助成 （所得制限あり→所得制限なし） 小学校一年生から中学校三年生までの義務教育就学期にある児童 （6歳に達する日の翌日以降の最初の4月1日から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者） （ただし、生活保護法による保護を受けている者は、対象外） 法別88、実施機関番号400番台	入院：自己負担なし 入院外：1回につき200円 （ただし調剤・訪問は除く）		対象外	都内の医療機関等	令和2年10月診療分

注　地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
東京都	町田市	義務教育就学児	88	*平成21年10月診療分から助成内容を変更した義務教育就学児医療費助成事業について、対象者を拡大し、新たに実施機関番号を設定 都の事業の所得制限による対象外の者を助成 （所得制限あり→所得制限なし） 小学校一年生から中学校三年生までの義務教育就学期にある児童 （6歳に達する日の翌日以降の最初の4月1日から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者） （ただし、生活保護法による保護を受けている者は、対象外） 法別88、実施機関番号400番台	入院：自己負担なし 入院外：1回につき200円 （ただし調剤・訪問は除く）		対象外	都内の医療機関等	令和3年4月診療分
	小笠原村	義務教育就学児	88	*平成21年10月診療分から助成内容を変更した義務教育就学児医療費助成事業について、対象者を拡大し、新たに実施機関番号を設定 都の事業の所得制限による対象外の者を助成 小学校1年生から中学校3年生までの義務教育就学期にある児童 （6歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者） （ただし、生活保護法による保護を受けている者は、対象外） 法別88、実施機関番号400番台	入院：自己負担なし 入院外：1回につき200円 （ただし調剤・訪問は除く）		対象外	都内の医療機関等	令和3年10月診療分
	小笠原村（＊）	乳幼児	88	*平成21年4月診療分から受託している事業について対象者を拡大 都の事業の所得制限による対象外の者を助成 （所得制限あり→所得制限なし） 義務教育就学前までの乳幼児 （ただし、生活保護法による保護を受けている者は、対象外） 法別88、実施機関番号200番台	なし		対象外	都内の医療機関等	令和3年10月診療分
	小金井市（＊）	義務教育就学児	88	*令和元年10月診療分から助成内容を変更した義務教育就学児医療費助成事業について、対象年齢を拡大 都の事業の所得制限による対象外の者を助成 （小学3年生まで→小学6年生まで） 小学1年生から小学6年生までの義務教育就学期にある児童 （6歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から12歳に達する日以後の最初の3月31日までの者） （ただし、生活保護法による保護を受けている者は、対象外） 法別88、実施機関番号400番台	入院：自己負担なし 入院外：1回につき200円 （ただし調剤・訪問は除く）		対象外	都内の医療機関等	令和3年10月診療分
	武蔵野市	高校生等	88	*平成21年10月診療分から助成内容を変更した義務教育就学児医療費助成事業について、対象者を拡大し、新たに実施機関番号を設定 市内に住民登録がある高校生等 （15歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者） （ただし、生活保護法による保護を受けている子ども、児童福祉施設等に入所している子ども及び児童福祉法に規定する里親に委託されている子どもは対象外） 法別88、実施機関番号600番台	なし		対象外	市内の医療機関等	令和4年4月診療分
	青梅市	義務教育就学児	88	*平成21年10月診療分から助成内容を変更した義務教育就学児医療費助成事業について、所得制限を撤廃し、新たに実施機関番号を設定 小学校一年生から中学校三年生までの義務教育就学期にある児童 （6歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者） （ただし、生活保護法による保護を受けている者は、対象外） 法別88、実施機関番号500・700番台	なし		対象外	都内の医療機関等	令和4年10月診療分
	八丈町	義務教育就学児	88	*平成21年10月診療分から助成内容を変更した義務教育就学児医療費助成事業について、所得制限を撤廃し、新たに実施機関番号を設定 小学校一年生から中学校三年生までの義務教育就学期にある児童 （6歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者） （ただし、生活保護法による保護を受けている者は、対象外） 法別88、実施機関番号500番台	なし		対象外	都内の医療機関等	令和4年10月診療分

注　地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
東京都	国分寺市（＊）	義務教育就学児	88	*平成29年10月診療分から助成内容を変更した義務教育就学児医療費助成事業について、対象年齢を拡大（小学一年生～小学三年生→小学一年生～中学三年生に拡大） 小学校一年生から中学校三年生までの義務教育就学期にある児童（6歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者） 法別88、実施機関番号400番台	入院：自己負担なし 入院外：1回につき200円 （ただし調剤・訪問は除く）		対象外	都内の医療機関等	令和4年10月診療分
	狛江市（＊）	義務教育就学児	88	*令和2年10月診療分から助成内容を変更した義務教育就学児医療費助成事業について、対象年齢を拡大（小学一年生～小学二年生→小学一年生～小学六年生に拡大） 小学校一年生から小学校六年生までの義務教育就学期にある児童（6歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から12歳に達する日以後の最初の3月31日までの者） 法別88、実施機関番号400番台	入院：自己負担なし 入院外：1回につき200円 （ただし調剤・訪問は除く）		対象外	都内の医療機関等	令和4年10月診療分
	三鷹市（＊）	義務教育就学児	88	*令和元年10月診療分から助成内容を変更した義務教育就学児医療費助成事業について、対象年齢を拡大（小学一年生～小学六年生→小学一年生～中学三年生に拡大） 小学校一年生から中学校三年生までの義務教育就学期にある児童（6歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者） 法別88、実施機関番号400番台	入院：自己負担なし 入院外：1回につき200円 （ただし調剤・訪問は除く）		対象外	都内の医療機関等	令和4年10月診療分
	八丈町（＊）	乳幼児	88	*平成21年4月診療分から受託している事業について対象者を拡大 都の事業の所得制限による対象外の者を助成 （所得制限あり→所得制限なし） 法別88、実施機関番号200番台	なし		対象外	都内の医療機関等	令和4年10月診療分
	あきる野市	義務教育就学児	88	＊平成21年10月診療分から助成内容を変更した義務教育就学児医療費助成事業について、所得制限及び通院時にかかる一部負担金（200円）を撤廃し、新たに実施機関番号を設定 小学校一年生から中学校三年生までの義務教育学期にある児童 都の事業の所得制限による対象外の者を助成 （6歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者） （ただし、生活保護法による保護を受けている者は、対象外） 法別88、実施機関番号500番台、700番台	なし		対象外	都内の医療機関等	令和5年4月診療分
	小平市	義務教育就学児	88	*平成21年10月診療分から助成内容を変更した義務教育就学児医療費助成事業について、所得制限を撤廃し、新たに実施機関番号を設定 小学校一年生から小学校三年生までの義務教育学期にある児童 （6歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者） （ただし、生活保護法による保護を受けている者は、対象外） 法別88、実施機関番号400番台	入院：自己負担なし 入院外：1回につき200円 （ただし調剤・訪問は除く）		対象外	都内の医療機関等	令和5年4月診療分
	昭島市	義務教育就学児	88	*平成21年10月診療分から助成内容を変更した義務教育就学児医療費助成事業について、所得制限を撤廃し、新たに実施機関番号を設定 小学校一年生から中学校三年生までの義務教育学期にある児童 （6歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者） （ただし、生活保護法による保護を受けている者は、対象外） 法別88、実施機関番号400番台	入院：自己負担なし 入院外：1回につき200円 （ただし調剤・訪問は除く）		対象外	都内の医療機関等	令和5年4月診療分
	調布市（＊）	義務教育就学児	88	*令和元年10月診療分から助成内容を変更した義務教育就学児医療費助成事業の所得制限外部分について、所得制限及び通院時にかかる一部負担金（200円）を撤廃、対象年齢を拡大し、新たに実施機関番号を設定 小学校一年生から中学校三年生までの義務教育学期にある児童 （6歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者） （ただし、生活保護法による保護を受けている者は、対象外） 法別88、実施機関番号500番台	なし		対象外	都内の医療機関等	令和5年4月診療分

注　地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
東京都	千代田区	高校生等	89	都内区市町村に住民登録がある高校生等（15歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者。ただし、生活保護を受けている者及び措置により施設に入所している者等を除く。） 法別89、実施機関番号500番台	なし		対象外	都内の医療機関等	令和5年4月診療分
	中央区	高校生等	89	都内区市町村に住民登録がある高校生等（15歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者。ただし、生活保護を受けている者及び措置により施設に入所している者等を除く。） 法別89、実施機関番号500番台	なし		対象外	都内の医療機関等	令和5年4月診療分
	港区	高校生等	89	都内区市町村に住民登録がある高校生等（15歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者。ただし、生活保護を受けている者及び措置により施設に入所している者等を除く。） 法別89、実施機関番号500番台	なし		対象外	都内の医療機関等	令和5年4月診療分
	新宿区	高校生等	89	都内区市町村に住民登録がある高校生等（15歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者。ただし、生活保護を受けている者及び措置により施設に入所している者等を除く。） 法別89、実施機関番号500番台	なし		対象外	都内の医療機関等	令和5年4月診療分
	文京区	高校生等	89	都内区市町村に住民登録がある高校生等（15歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者。ただし、生活保護を受けている者及び措置により施設に入所している者等を除く。） 法別89、実施機関番号500番台	なし		対象外	都内の医療機関等	令和5年4月診療分
	台東区	高校生等	89	都内区市町村に住民登録がある高校生等（15歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者。ただし、生活保護を受けている者及び措置により施設に入所している者等を除く。） 法別89、実施機関番号500番台	なし		対象外	都内の医療機関等	令和5年4月診療分
	墨田区	高校生等	89	都内区市町村に住民登録がある高校生等（15歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者。ただし、生活保護を受けている者及び措置により施設に入所している者等を除く。） 法別89、実施機関番号500番台	なし		対象外	都内の医療機関等	令和5年4月診療分
	江東区	高校生等	89	都内区市町村に住民登録がある高校生等（15歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者。ただし、生活保護を受けている者及び措置により施設に入所している者等を除く。） 法別89、実施機関番号500番台	なし		対象外	都内の医療機関等	令和5年4月診療分
	品川区	高校生等	89	都内区市町村に住民登録がある高校生等（15歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者。ただし、生活保護を受けている者及び措置により施設に入所している者等を除く。） 法別89、実施機関番号500番台	なし		対象外	都内の医療機関等	令和5年4月診療分

注　地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
東京都	目黒区	高校生等	89	都内区市町村に住民登録がある高校生等（15歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者。ただし、生活保護を受けている者及び措置により施設に入所している者等を除く。） 法別89、実施機関番号500番台	なし		対象外	都内の医療機関等	令和5年4月診療分
	大田区	高校生等	89	都内区市町村に住民登録がある高校生等（15歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者。ただし、生活保護を受けている者及び措置により施設に入所している者等を除く。） 法別89、実施機関番号500番台	なし		対象外	都内の医療機関等	令和5年4月診療分
	世田谷区	高校生等	89	都内区市町村に住民登録がある高校生等（15歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者。ただし、生活保護を受けている者及び措置により施設に入所している者等を除く。） 法別89、実施機関番号500番台	なし		対象外	都内の医療機関等	令和5年4月診療分
	渋谷区	高校生等	89	都内区市町村に住民登録がある高校生等（15歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者。ただし、生活保護を受けている者及び措置により施設に入所している者等を除く。） 法別89、実施機関番号500番台	なし		対象外	都内の医療機関等	令和5年4月診療分
	中野区	高校生等	89	都内区市町村に住民登録がある高校生等（15歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者。ただし、生活保護を受けている者及び措置により施設に入所している者等を除く。） 法別89、実施機関番号500番台	なし		対象外	都内の医療機関等	令和5年4月診療分
	杉並区	高校生等	89	都内区市町村に住民登録がある高校生等（15歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者。ただし、生活保護を受けている者及び措置により施設に入所している者等を除く。） 法別89、実施機関番号500番台	なし		対象外	都内の医療機関等	令和5年4月診療分
	豊島区	高校生等	89	都内区市町村に住民登録がある高校生等（15歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者。ただし、生活保護を受けている者及び措置により施設に入所している者等を除く。） 法別89、実施機関番号500番台	なし		対象外	都内の医療機関等	令和5年4月診療分
	北区	高校生等	89	都内区市町村に住民登録がある高校生等（15歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者。ただし、生活保護を受けている者及び措置により施設に入所している者等を除く。） 法別89、実施機関番号500番台	なし		対象外	都内の医療機関等	令和5年4月診療分
	荒川区	高校生等	89	都内区市町村に住民登録がある高校生等（15歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者。ただし、生活保護を受けている者及び措置により施設に入所している者等を除く。） 法別89、実施機関番号500番台	なし		対象外	都内の医療機関等	令和5年4月診療分

注　地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
東京都	板橋区	高校生等	89	都内区市町村に住民登録がある高校生等（15歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者。ただし、生活保護を受けている者及び措置により施設に入所している者等を除く。） 法別89、実施機関番号500番台	なし		対象外	都内の医療機関等	令和5年4月診療分
	練馬区	高校生等	89	都内区市町村に住民登録がある高校生等（15歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者。ただし、生活保護を受けている者及び措置により施設に入所している者等を除く。） 法別89、実施機関番号500番台	なし		対象外	都内の医療機関等	令和5年4月診療分
	足立区	高校生等	89	都内区市町村に住民登録がある高校生等（15歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者。ただし、生活保護を受けている者及び措置により施設に入所している者等を除く。） 法別89、実施機関番号500番台	なし		対象外	都内の医療機関等	令和5年4月診療分
	葛飾区	高校生等	89	都内区市町村に住民登録がある高校生等（15歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者。ただし、生活保護を受けている者及び措置により施設に入所している者等を除く。） 法別89、実施機関番号500番台	なし		対象外	都内の医療機関等	令和5年4月診療分
	江戸川区	高校生等	89	都内区市町村に住民登録がある高校生等（15歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者。ただし、生活保護を受けている者及び措置により施設に入所している者等を除く。） 法別89、実施機関番号500番台	なし		対象外	都内の医療機関等	令和5年4月診療分
	八王子市	高校生等	89	都内区市町村に住民登録がある高校生等（15歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者。ただし、生活保護を受けている者及び措置により施設に入所している者等を除く。） 法別89、実施機関番号100番台	入院：自己負担なし 入院外：1回につき200円（ただし調剤・訪問は除く）		対象外	都内の医療機関等	令和5年4月診療分
	立川市	高校生等	89	都内区市町村に住民登録がある高校生等（15歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者。ただし、生活保護を受けている者及び措置により施設に入所している者等を除く。） 法別89、実施機関番号100番台	入院：自己負担なし 入院外：1回につき200円（ただし調剤・訪問は除く）		対象外	都内の医療機関等	令和5年4月診療分
	武蔵野市	高校生等	89	都内区市町村に住民登録がある高校生等（15歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者。ただし、生活保護を受けている者及び措置により施設に入所している者等を除く。） 法別89、実施機関番号500番台、700番台	なし		対象外	都内の医療機関等	令和5年4月診療分

注　地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
東京都	三鷹市	高校生等	89	都内区市町村に住民登録がある高校生等（15歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者。ただし、生活保護を受けている者及び措置により施設に入所している者等を除く。） 法別89、実施機関番号100番台、400番台	入院：自己負担なし 入院外：1回につき200円（ただし調剤・訪問は除く）		対象外	都内の医療機関等	令和5年4月診療分
	青梅市	高校生等	89	都内区市町村に住民登録がある高校生等（15歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者。ただし、生活保護を受けている者及び措置により施設に入所している者等を除く。） 法別89、実施機関番号100番台	入院：自己負担なし 入院外：1回につき200円（ただし調剤・訪問は除く）		対象外	都内の医療機関等	令和5年4月診療分
	府中市	高校生等	89	都内区市町村に住民登録がある高校生等（15歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者。ただし、生活保護を受けている者及び措置により施設に入所している者等を除く。） 法別89、実施機関番号500番台、700番台	なし		対象外	都内の医療機関等	令和5年4月診療分
	昭島市	高校生等	89	都内区市町村に住民登録がある高校生等（15歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者。ただし、生活保護を受けている者及び措置により施設に入所している者等を除く。） 法別89、実施機関番号100番台、400番台	入院：自己負担なし 入院外：1回につき200円（ただし調剤・訪問は除く）		対象外	都内の医療機関等	令和5年4月診療分
	調布市	高校生等	89	都内区市町村に住民登録がある高校生等（15歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者。ただし、生活保護を受けている者及び措置により施設に入所している者等を除く。） 法別89、実施機関番号500番台、700番台	なし		対象外	都内の医療機関等	令和5年4月診療分
	町田市	高校生等	89	都内区市町村に住民登録がある高校生等（15歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者。ただし、生活保護を受けている者及び措置により施設に入所している者等を除く。） 法別89、実施機関番号100番台	入院：自己負担なし 入院外：1回につき200円（ただし調剤・訪問は除く）		対象外	都内の医療機関等	令和5年4月診療分
	小金井市	高校生等	89	都内区市町村に住民登録がある高校生等（15歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者。ただし、生活保護を受けている者及び措置により施設に入所している者等を除く。） 法別89、実施機関番号100番台	入院：自己負担なし 入院外：1回につき200円（ただし調剤・訪問は除く）		対象外	都内の医療機関等	令和5年4月診療分
	小平市	高校生等	89	都内区市町村に住民登録がある高校生等（15歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者。ただし、生活保護を受けている者及び措置により施設に入所している者等を除く。） 法別89、実施機関番号100番台	入院：自己負担なし 入院外：1回につき200円（ただし調剤・訪問は除く）		対象外	都内の医療機関等	令和5年4月診療分
	日野市	高校生等	89	都内区市町村に住民登録がある高校生等（15歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者。ただし、生活保護を受けている者及び措置により施設に入所している者等を除く。） 法別89、実施機関番号100番台	入院：自己負担なし 入院外：1回につき200円（ただし調剤・訪問は除く）		対象外	都内の医療機関等	令和5年4月診療分

注　地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
東京都	東村山市	高校生等	89	都内区市町村に住民登録がある高校生等（15歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者。ただし、生活保護を受けている者及び措置により施設に入所している者等を除く。） 法別89、実施機関番号100番台	入院：自己負担なし 入院外：1回につき200円（ただし調剤・訪問は除く）		対象外	都内の医療機関等	令和5年4月診療分
	国分寺市	高校生等	89	都内区市町村に住民登録がある高校生等（15歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者。ただし、生活保護を受けている者及び措置により施設に入所している者等を除く。） 法別89、実施機関番号100番台、400番台	入院：自己負担なし 入院外：1回につき200円（ただし調剤・訪問は除く）		対象外	都内の医療機関等	令和5年4月診療分
	国立市	高校生等	89	都内区市町村に住民登録がある高校生等（15歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者。ただし、生活保護を受けている者及び措置により施設に入所している者等を除く。） 法別89、実施機関番号100番台、400番台	入院：自己負担なし 入院外：1回につき200円（ただし調剤・訪問は除く）		対象外	都内の医療機関等	令和5年4月診療分
	福生市	高校生等	89	都内区市町村に住民登録がある高校生等（15歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者。ただし、生活保護を受けている者及び措置により施設に入所している者等を除く。） 法別89、実施機関番号100番台、400番台	入院：自己負担なし 入院外：1回につき200円（ただし調剤・訪問は除く）		対象外	都内の医療機関等	令和5年4月診療分
	狛江市	高校生等	89	都内区市町村に住民登録がある高校生等（15歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者。ただし、生活保護を受けている者及び措置により施設に入所している者等を除く。） 法別89、実施機関番号100番台	入院：自己負担なし 入院外：1回につき200円（ただし調剤・訪問は除く）		対象外	都内の医療機関等	令和5年4月診療分
	東大和市	高校生等	89	都内区市町村に住民登録がある高校生等（15歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者。ただし、生活保護を受けている者及び措置により施設に入所している者等を除く。） 法別89、実施機関番号100番台	入院：自己負担なし 入院外：1回につき200円（ただし調剤・訪問は除く）		対象外	都内の医療機関等	令和5年4月診療分
	清瀬市	高校生等	89	都内区市町村に住民登録がある高校生等（15歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者。ただし、生活保護を受けている者及び措置により施設に入所している者等を除く。） 法別89、実施機関番号100番台	入院：自己負担なし 入院外：1回につき200円（ただし調剤・訪問は除く）		対象外	都内の医療機関等	令和5年4月診療分
	東久留米市	高校生等	89	都内区市町村に住民登録がある高校生等（15歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者。ただし、生活保護を受けている者及び措置により施設に入所している者等を除く。） 法別89、実施機関番号100番台	入院：自己負担なし 入院外：1回につき200円（ただし調剤・訪問は除く）		対象外	都内の医療機関等	令和5年4月診療分
	武蔵村山市	高校生等	89	都内区市町村に住民登録がある高校生等（15歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者。ただし、生活保護を受けている者及び措置により施設に入所している者等を除く。） 法別89、実施機関番号100番台	入院：自己負担なし 入院外：1回につき200円（ただし調剤・訪問は除く）		対象外	都内の医療機関等	令和5年4月診療分

注　地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
東京都	多摩市	高校生等	89	都内区市町村に住民登録がある高校生等（15歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者。ただし、生活保護を受けている者及び措置により施設に入所している者等を除く。） 法別89、実施機関番号100番台、400番台	入院：自己負担なし 入院外：1回につき200円（ただし調剤・訪問は除く）		対象外	都内の医療機関等	令和5年4月診療分
	稲城市	高校生等	89	都内区市町村に住民登録がある高校生等（15歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者。ただし、生活保護を受けている者及び措置により施設に入所している者等を除く。） 法別89、実施機関番号100番台	入院：自己負担なし 入院外：1回につき200円（ただし調剤・訪問は除く）		対象外	都内の医療機関等	令和5年4月診療分
	羽村市	高校生等	89	都内区市町村に住民登録がある高校生等（15歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者。ただし、生活保護を受けている者及び措置により施設に入所している者等を除く。） 法別89、実施機関番号100番台	入院：自己負担なし 入院外：1回につき200円（ただし調剤・訪問は除く）		対象外	都内の医療機関等	令和5年4月診療分
	あきる野市	高校生等	89	都内区市町村に住民登録がある高校生等（15歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者。ただし、生活保護を受けている者及び措置により施設に入所している者等を除く。） 法別89、実施機関番号500番台、700番台	なし		対象外	都内の医療機関等	令和5年4月診療分
	西東京市	高校生等	89	都内区市町村に住民登録がある高校生等（15歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者。ただし、生活保護を受けている者及び措置により施設に入所している者等を除く。） 法別89、実施機関番号100番台、400番台	入院：自己負担なし 入院外：1回につき200円（ただし調剤・訪問は除く）		対象外	都内の医療機関等	令和5年4月診療分
	瑞穂町	高校生等	89	都内区市町村に住民登録がある高校生等（15歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者。ただし、生活保護を受けている者及び措置により施設に入所している者等を除く。） 法別89、実施機関番号100番台、400番台	入院：自己負担なし 入院外：1回につき200円（ただし調剤・訪問は除く）		対象外	都内の医療機関等	令和5年4月診療分
	日の出町	高校生等	89	都内区市町村に住民登録がある高校生等（15歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者。ただし、生活保護を受けている者及び措置により施設に入所している者等を除く。） 法別89、実施機関番号500番台、700番台	なし		対象外	都内の医療機関等	令和5年4月診療分
	大島町	高校生等	89	都内区市町村に住民登録がある高校生等（15歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者。ただし、生活保護を受けている者及び措置により施設に入所している者等を除く。） 法別89、実施機関番号500番台、700番台	なし		対象外	都内の医療機関等	令和5年4月診療分
	利島村	高校生等	89	都内区市町村に住民登録がある高校生等（15歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者。ただし、生活保護を受けている者及び措置により施設に入所している者等を除く。） 法別89、実施機関番号500番台、700番台	なし		対象外	都内の医療機関等	令和5年4月診療分

注　地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
東京都	新島村	高校生等	89	都内区市町村に住民登録がある高校生等（15歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者。ただし、生活保護を受けている者及び措置により施設に入所している者等を除く。） 法別89、実施機関番号500番台、700番台	なし		対象外	都内の医療機関等	令和5年4月診療分
	神津島村	高校生等	89	都内区市町村に住民登録がある高校生等（15歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者。ただし、生活保護を受けている者及び措置により施設に入所している者等を除く。） 法別89、実施機関番号500番台、700番台	なし		対象外	都内の医療機関等	令和5年4月診療分
	三宅村	高校生等	89	都内区市町村に住民登録がある高校生等（15歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者。ただし、生活保護を受けている者及び措置により施設に入所している者等を除く。） 法別89、実施機関番号500番台、700番台	なし		対象外	都内の医療機関等	令和5年4月診療分
	御蔵島村	高校生等	89	都内区市町村に住民登録がある高校生等（15歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者。ただし、生活保護を受けている者及び措置により施設に入所している者等を除く。） 法別89、実施機関番号500番台、700番台	なし		対象外	都内の医療機関等	令和5年4月診療分
	八丈町	高校生等	89	都内区市町村に住民登録がある高校生等（15歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者。ただし、生活保護を受けている者及び措置により施設に入所している者等を除く。） 法別89、実施機関番号500番台、700番台	なし		対象外	都内の医療機関等	令和5年4月診療分
	青ヶ島村	高校生等	89	都内区市町村に住民登録がある高校生等（15歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者。ただし、生活保護を受けている者及び措置により施設に入所している者等を除く。） 法別89、実施機関番号100番台	入院：自己負担なし 入院外：1回につき200円（ただし調剤・訪問は除く）		対象外	都内の医療機関等	令和5年4月診療分
	小笠原村	高校生等	89	都内区市町村に住民登録がある高校生等（15歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者。ただし、生活保護を受けている者及び措置により施設に入所している者等を除く。） 法別89、実施機関番号100番台、400番台	入院：自己負担なし 入院外：1回につき200円（ただし調剤・訪問は除く）		対象外	都内の医療機関等	令和5年4月診療分
	国立市（＊）	義務教育就学児	88	*平成30年10月から助成内容を変更した義務教育就学児医療費助成事業について、対象年齢を拡大 都の事業の所得制限による対象外の者を助成 小学校一年生から中学校三年生までの義務教育学期にある児童 （6歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者） （ただし、生活保護法による保護を受けている者は、対象外） 法別88、実施機関番号400番台	入院：自己負担なし 入院外：1回につき200円 （ただし調剤・訪問は除く）		対象外	都内の医療機関等	令和5年4月診療分
	調布市（＊）	義務教育就学児	88	*令和元年10月診療分から助成内容を変更した義務教育就学児医療費助成事業の所得制限内部分について、所得制限及び通院時にかかる一部負担金（200円）を撤廃し、対象年齢を拡大 都の事業の所得制限による対象外の者を助成 小学校一年生から中学校三年生までの義務教育学期にある児童 （6歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者） （ただし、生活保護法による保護を受けている者は、対象外） 法別88、実施機関番号700番台	入　院：自己負担なし 入院外：1回につき200円（ただし調剤・訪問は除く） →自己負担なし		対象外	都内の医療機関等	令和5年4月診療分

注　地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
東京都	千代田区	高校生等	88	*平成24年10月診療分から助成内容を変更した高校生等医療費助成事業について、実施機関番号「89.13.501.6」の新設に伴い、実施機関番号「88.13.601.5」の取り扱いは令和5年3月31日まで				令和5年3月診療分までの取扱い	
	武蔵野市	高校生等	88	*令和4年4月診療分から助成内容を変更した高校生等医療費助成事業について、実施機関番号「89.13.526.3」「89.13.726.9」の新設に伴い、実施機関番号「88.13.626.2」の取り扱いは令和5年3月31日まで				令和5年3月診療分までの取扱い	
	立川市	義務教育就学児	88	＊平成21年10月診療分から助成内容を変更した事業について、実施機関番号「88.13.125.5」の取り扱いは令和5年9月30日まで				令和5年9月診療分までの取扱い	
	立川市	高校生等	89	＊令和5年4月診療分から実施している事業について、実施機関番号「89.13.125.4」の取り扱いは令和5年9月30日まで				令和5年9月診療分までの取扱い	
	三鷹市	義務教育就学児	88	＊令和4年10月診療分から助成内容を変更した事業について、実施機関番号「88.13.127.1」、「88.13.427.5」の取り扱いは令和5年9月30日まで				令和5年9月診療分までの取扱い	
	三鷹市	高校生等	89	＊令和5年4月診療分から実施している事業について、実施機関番号「89.13.127.0」、「89.13.427.4」の取り扱いは令和5年9月30日まで				令和5年9月診療分までの取扱い	
	日野市	高校生等	89	＊令和5年4月診療分から実施している事業について、実施機関番号「89.13.135.3」の取り扱いは令和5年9月30日まで				令和5年9月診療分までの取扱い	
	瑞穂町	義務教育就学児	88	＊令和2年10月診療分から助成内容を変更した事業について、実施機関番号「88.13.151.1」、「88.13.451.5」の取り扱いは令和5年9月30日まで				令和5年9月診療分までの取扱い	
	日野市	義務教育就学児	88	＊平成29年10月診療分から助成内容を変更した義務教育就学児医療費助成事業について、 ・所得制限を撤廃し実施機関番号を新たに設定 　小学校1年生から中学校3年生までの、義務教育就学期にある児童 （6歳に達する日の翌日以降の最初の4月1日から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者。ただし、生活保護を受けている者及び措置により施設に入所している者等を除く。） 実施機関番号：500番台	なし		対象外	都内の医療機関等	令和5年10月診療分
		高校生等	89	*令和5年4月診療分から受託している高校生等医療費助成事業について、 ・所得制限及び通院時に係る一部負担金（200円）を撤廃し、実施機関番号を新たに設定 　高校生等（15歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者。ただし、生活保護を受けている者及び措置により施設に入所している者等を除く。） 実施機関番号：500番台・700番台	なし		対象外	都内の医療機関等	令和5年10月診療分
	瑞穂町	義務教育就学児	88	*令和2年10月診療分から助成内容を変更した義務教育就学児医療費助成事業について、 ・通院時に係る一部負担金（200円）を撤廃し、実施機関番号を新たに設定 　小学校1年生から中学校3年生までの、義務教育就学期にある児童 （6歳に達する日の翌日以降の最初の4月1日から15歳に達する日以後の最初の３月31日までの間にある者。ただし、生活保護を受けている者及び措置により施設に入所している者等を除く。） 実施機関番号：500番台・700番台	なし		対象外	都内の医療機関等	令和5年10月診療分

注　地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
東京都	三鷹市	義務教育就学児	88	*令和4年10月診療分から助成内容を変更した義務教育就学児医療費助成事業について、 ・所得制限の撤廃及び自己負担額の変更を行い、この都の基準を超えた部分に係る実施機関番号を新たに設定 　小学校1年生から中学校3年生までの、義務教育就学期にある児童 （6歳に達する日の翌日以降の最初の4月1日から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者。ただし、生活保護を受けている者及び措置により施設に入所している者等を除く。） 実施機関番号：500番台・700番台	なし		対象外	都内の医療機関等	令和5年10月診療分
		高校生等	89	*令和5年4月診療分から受託している高校生等医療費助成事業について、 ・所得制限の撤廃及び自己負担額の変更を行い、この都の基準を超えた部分に係る実施機関番号を新たに設定 　高校生等（15歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者。ただし、生活保護を受けている者及び措置により施設に入所している者等を除く。） 実施機関番号：500番台・700番台	なし		対象外	都内の医療機関等	令和5年10月診療分
	立川市	義務教育就学児	88	*平成21年10月診療分から助成内容を変更した義務教育就学児医療費助成事業について、 ・所得制限の撤廃及び自己負担額の変更を行い、この都の基準を超えた部分に係る実施機関番号を新たに設定 　小学校1年生から中学校3年生までの、義務教育就学期にある児童 （6歳に達する日の翌日以降の最初の4月1日から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者。ただし、生活保護を受けている者及び措置により施設に入所している者等を除く。） 実施機関番号：500番台・700番台	なし		対象外	都内の医療機関等	令和5年10月診療分
		高校生等	89	*令和5年4月診療分から受託している高校生等医療費助成事業について、 ・所得制限の撤廃及び自己負担額の変更を行い、この都の基準を超えた部分に係る実施機関番号を新たに設定 　高校生等（15歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者。ただし、生活保護を受けている者及び措置により施設に入所している者等を除く。） 実施機関番号：500番台・700番台	なし		対象外	都内の医療機関等	令和5年10月診療分
	武蔵村山市	義務教育就学児	88	*平成21年10月診療分から助成内容を変更した義務教育就学児医療費助成事業について、 ・所得制限の撤廃を行い、この都の基準を超えた部分に係る実施機関番号を新たに設定 （6歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者。ただし、生活保護法による保護を受けている者及び施設等に入所している者等を除く。） 実施機関番号：400番台	入院：自己負担なし 入院外：1回につき200円（ただし調剤・訪問は除く）		対象外	都内の医療機関等	令和5年10月診療分
	檜原村	高校生等	89	都内区市町村に住民登録がある高校生等（15歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者。ただし、生活保護を受けている者及び措置により施設に入所している者等を除く。） 法別89、実施機関番号500番台、700番台	なし		対象外	都内の医療機関等	令和5年10月診療分
	奥多摩町	高校生等	89	都内区市町村に住民登録がある高校生等（15歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者。ただし、生活保護を受けている者及び措置により施設に入所している者等を除く。） 法別89、実施機関番号500番台、700番台	なし		対象外	都内の医療機関等	令和5年10月診療分
	小金井市（＊）	高校生等	89	*令和5年4月診療分から受託している高校生等医療費助成事業について、 対象を拡大（所得制限なし）。 法別89、実施機関番号400番台	入院：自己負担なし 入院外：1回につき200円（ただし調剤・訪問は除く）		対象外	都内の医療機関等	令和5年10月診療分
	小金井市（＊）	義務教育就学児	88	*令和3年10月診療分から助成内容を変更した義務教育就学児医療費助成事業について、対象年齢を拡大 ・都の事業の所得制限を超えた部分（所得制限による対象外の者を助成） 　小学校1年生から中学校3年生までの義務教育就学児（小学校6年生まで→中学校3年生まで） （6歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者。ただし、生活保護法による保護を受けている者及び施設等に入所している者等を除く。） 実施機関番号　400番台（番号変更なし）	入院：自己負担なし 入院外：1回につき200円 （ただし調剤・訪問は除く）		対象外	都内の医療機関等	令和5年10月診療分

注　地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
東京都	八王子市	高校生等	89	令和5年4月診療分から受託している高校生等医療費助成事業について、 所得制限を撤廃し、東京都の基準を超えた部分に係る実施機関番号を新たに設定 高校生等（15歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者。ただし、生活保護法による保護を受けている者及び施設等に入所している者等を除く。） 法別89、実施機関番号400番台	入院：自己負担なし 入院外：1回につき200円（ただし調剤・訪問は除く）		対象外	都内の医療機関等	令和6年4月診療分
	東村山市	義務教育就学児	88	平成21年10月診療分から助成内容を変更した義務教育就学児医療費助成事業について、 所得制限を撤廃し、東京都の基準を超えた部分に係る実施機関番号を新たに設定 義務教育就学期にある児童（6歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者。ただし、生活保護法による保護を受けている者及び施設等に入所している者等を除く。） 法別88、実施機関番号400番台	入院：自己負担なし 入院外：1回につき200円（ただし調剤・訪問は除く）		対象外	都内の医療機関等	令和6年4月診療分
	稲城市	義務教育就学児	88	平成21年10月診療分から助成内容を変更した義務教育就学児医療費助成事業について、 所得制限を撤廃し、東京都の基準を超えた部分に係る実施機関番号を新たに設定 義務教育就学期にある児童（6歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者。ただし、生活保護法による保護を受けている者及び施設等に入所している者等を除く。） 法別88、実施機関番号400番台	入院：自己負担なし 入院外：1回につき200円（ただし調剤・訪問は除く）		対象外	都内の医療機関等	令和6年4月診療分
	稲城市	高校生等	89	令和5年4月診療分から受託している高校生等医療費助成事業について、 所得制限を撤廃し、東京都の基準を超えた部分に係る実施機関番号を新たに設定 高校生等（15歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者。ただし、生活保護法による保護を受けている者及び施設等に入所している者等を除く。） 法別89、実施機関番号400番台	入院：自己負担なし 入院外：1回につき200円（ただし調剤・訪問は除く）		対象外	都内の医療機関等	令和6年4月診療分
	狛江市 （＊）	義務教育就学児	88	令和4年10月診療分から助成内容を変更した義務教育就学児医療費助成事業について、対象年齢を拡大（12歳→15歳に拡大） 義務教育就学期にある児童（6歳に達する日の翌日以降の最初の4月1日から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者。ただし、生活保護を受けている者及び措置により施設に入所している者等を除く。） 法別88、実施機関番号：400番台	なし	1回につき200円 （ただし調剤・訪問は除く）	対象外	都内の医療機関等	令和6年10月診療分
	小平市 （＊）	義務教育就学児	88	令和5年4月診療分から助成内容を変更した義務教育就学児医療費助成事業について、対象年齢を拡大（9歳→15歳に拡大） 義務教育就学期にある児童（6歳に達する日の翌日以降の最初の4月1日から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者。ただし、生活保護を受けている者及び措置により施設に入所している者等を除く。） 法別88、実施機関番号：400番台	なし	1回につき200円 （ただし調剤・訪問は除く）	対象外	都内の医療機関等	令和6年10月診療分
	昭島市	義務教育就学児	88	令和5年4月診療分から助成内容を変更した義務教育就学児医療費助成事業について、一部負担金を撤廃し、新たに実施機関番号を設定 義務教育就学期にある児童（6歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者。ただし、生活保護法による保護を受けている者及び措置により施設に入所している者等を除く。） 法別88、実施機関番号：500番台、700番台	なし	なし	対象外	都内の医療機関等	令和6年10月診療分
	昭島市	高校生等	89	令和5年4月診療分から受託している高校生等医療費助成事業について、一部負担金を撤廃し、新たに実施機関番号を設定 高校生等（15歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者。ただし、生活保護を受けている者及び措置により施設に入所している者等を除く。） 法別89、実施機関番号：500番台、700番台	なし	なし	対象外	都内の医療機関等	令和6年10月診療分
	昭島市	義務教育就学児	88	令和5年4月診療分から助成内容を変更した義務教育就学児医療費助成事業について、実施機関番号「88135306」、「88137302」の新設に伴い、実施機関番号「88131305」、「88134309」の取扱い終了				令和6年9月診療分までの取扱い	
	昭島市	高校生等	89	令和5年4月診療分から受託している高校生等医療費助成事業について、実施機関番号「89135305」、「89137301」の新設に伴い、実施機関番号「89131304」、「89134308」の取扱い終了				令和6年9月診療分までの取扱い	

注　地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
東京都	武蔵村山市	義務教育就学児	88	令和5年10月診療分から助成内容を変更した義務教育就学児医療費助成事業について、一部負担金を撤廃し、新たに実施機関番号を設定 義務教育就学期にある児童（6歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者。ただし、生活保護法による保護を受けている者及び措置により施設に入所している者等を除く。） 法別88、実施機関番号：500番台、700番台	なし	なし	対象外	都内の医療機関等	令和6年10月診療分
	武蔵村山市	高校生等	89	令和5年4月診療分から受託している高校生等医療費助成事業について、所得制限及び一部負担金を撤廃し、新たに実施機関番号を設定 高校生等（15歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者。ただし、生活保護を受けている者及び措置により施設に入所している者等を除く。） 法別89、実施機関番号：500番台、700番台	なし	なし	対象外	都内の医療機関等	令和6年10月診療分
	武蔵村山市	義務教育就学児	88	令和5年10月診療分から助成内容を変更した義務教育就学児医療費助成事業について、実施機関番号「88135462」、「88137468」の新設に伴い、実施機関番号「88131461」、「88134465」の取扱い終了				令和6年9月診療分までの取扱い	
	武蔵村山市	高校生等	89	令和5年4月診療分から受託している高校生等医療費助成事業について、実施機関番号「89135461」、「89137467」の新設に伴い、実施機関番号「89131460」の取扱い終了				令和6年9月診療分までの取扱い	
	清瀬市	義務教育就学児	88	平成21年10月から助成内容を変更した義務教育就学児医療費助成事業について、所得制限を撤廃し、新たに実施機関番号を設定 義務教育就学期にある児童（6歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者。ただし、生活保護法による保護を受けている者及び措置により施設に入所している者等を除く。） 法別88、実施機関番号：400番台	なし	1回につき200円 （ただし調剤・訪問は除く）	対象外	都内の医療機関等	令和6年10月診療分
	清瀬市	高校生等	89	令和5年4月から受託している高校生等医療費助成事業について、所得制限を撤廃し、新たに実施機関番号を設定 高校生等（15歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者。ただし、生活保護を受けている者及び措置により施設に入所している者等を除く。） 法別89、実施機関番号：400番台	なし	1回につき200円 （ただし調剤・訪問は除く）	対象外	都内の医療機関等	令和6年10月診療分
	東大和市	義務教育就学児	88	平成21年10月から助成内容を変更した義務教育就学児医療費助成事業について、所得制限及び一部負担金を撤廃し、新たに実施機関番号を設定 義務教育就学期にある児童（6歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者。ただし、生活保護法による保護を受けている者及び措置により施設に入所している者等を除く。） 法別88、実施機関番号：500番台、700番台	なし	なし	対象外	都内の医療機関等	令和6年10月診療分
	東大和市	高校生等	89	令和5年4月診療分から受託している高校生等医療費助成事業について、所得制限及び一部負担金を撤廃し、新たに実施機関番号を設定 高校生等（15歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者。ただし、生活保護を受けている者及び措置により施設に入所している者等を除く。） 法別89、実施機関番号：500番台、700番台	なし	なし	対象外	都内の医療機関等	令和6年10月診療分
	東大和市	義務教育就学児	88	平成21年10月診療分から助成内容を変更した義務教育就学児医療費助成事業について、実施機関番号「88135439」、「88137435」の新設に伴い、実施機関番号「88131438」の取扱い終了				令和6年9月診療分までの取扱い	
	東大和市	高校生等	89	令和5年4月診療分から受託している高校生等医療費助成事業について、実施機関番号「89135438」、「89137434」の新設に伴い、実施機関番号「89131437」の取扱い終了				令和6年9月診療分までの取扱い	

注　地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
東京都	瑞穂町	高校生等	89	令和5年4月診療分から受託している高校生等医療費助成事業について、一部負担金を撤廃し、新たに実施機関番号を設定 高校生等（15歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者。ただし、生活保護を受けている者及び措置により施設に入所している者等を除く。） 法別89、実施機関番号：500番台、700番台	なし	なし	対象外	都内の医療機関等	令和6年10月診療分
	瑞穂町	高校生等	89	令和5年4月診療分から受託している高校生等医療費助成事業について、実施機関番号「89135511」、「89137517」の新設に伴い、実施機関番号「89131510」、「89134514」の取扱い終了				令和6年9月診療分までの取扱い	
	青ヶ島村	義務教育就学児	88	平成21年10月診療分から助成内容を変更した義務教育就学児医療費助成事業について、所得制限を撤廃し、新たに実施機関番号を設定 義務教育就学期にある児童（6歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者。ただし、生活保護法による保護を受けている者及び措置により施設に入所している者等を除く。） 法別88、実施機関番号：400番台	なし	1回につき200円 （ただし調剤・訪問は除く）	対象外	都内の医療機関等	令和6年10月診療分
	青ヶ島村	高校生等	89	令和5年4月診療分から受託している高校生等医療費助成事業について、所得制限を撤廃し、新たに実施機関番号を設定 高校生等（15歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者。ただし、生活保護を受けている者及び措置により施設に入所している者等を除く。） 法別89、実施機関番号：400番台	なし	1回につき200円 （ただし調剤・訪問は除く）	対象外	都内の医療機関等	令和6年10月診療分
	青ヶ島村（＊）	乳幼児	88	平成21年4月診療分から受託している乳幼児医療費助成事業について、所得制限を撤廃 乳幼児（6歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者。ただし、生活保護を受けている者及び措置により施設に入所している者等を除く。） 法別88、実施機関番号：200番台	なし	なし	対象外	都内の医療機関等	令和6年10月診療分
	東久留米市	義務教育就学児	88	平成21年10月から助成内容を変更した義務教育就学児医療費助成事業について、所得制限を撤廃し、新たに実施機関番号を設定 義務教育就学期にある児童（6歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者。ただし、生活保護法による保護を受けている者及び措置により施設に入所している者等を除く。） 法別88、実施機関番号：400番台	なし	1回につき200円 （ただし調剤・訪問は除く）	対象外	都内の医療機関等	令和6年10月診療分
東京都	青梅市	高校生等	89	高校生等医療費助成事業について、所得制限を撤廃し実施機関番号を新たに設定 1.高校生等（15歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者。ただし、生活保護を受けている者及び措置により施設に入所している者等を除く。） 2.所得制限内（都の基準）の実施機関番号は継続利用。 法別89、実施機関番号：400番台	なし	1回につき200円 ※調剤・訪問看護の自己負担なし	対象外	都内の医療機関等	令和7年4月診療分
東京都	町田市	高校生等	89	高校生等医療費助成事業について、所得制限を撤廃し実施機関番号を新たに設定 1.高校生等（15歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者。ただし、生活保護を受けている者及び措置により施設に入所している者等を除く。） 2.所得制限内（都の基準）の実施機関番号は継続利用。 法別89、実施機関番号：400番台	なし	1回につき200円 ※調剤・訪問看護の自己負担なし	対象外	都内の医療機関等	令和7年4月診療分
東京都	小平市	高校生等	89	高校生等医療費助成事業について、所得制限を撤廃し実施機関番号を新たに設定 1.高校生等（15歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者。ただし、生活保護を受けている者及び措置により施設に入所している者等を除く。） 2.所得制限内（都の基準）の実施機関番号は継続利用。 法別89、実施機関番号：400番台	なし	1回につき200円 ※調剤・訪問看護の自己負担なし	対象外	都内の医療機関等	令和7年4月診療分

注　地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。